特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岐阜労働局一般公示第７号

岐阜地方最低賃金審議会は、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成２０年岐阜労働局最低賃金公示第４号)、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成２０年岐阜労働局最低賃金公示第２号）及び岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成２０年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第２５条第５項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岐阜県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業及び航空機・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和３年９月９日までに、岐阜地方最低賃金審議会（岐阜市金竜町五丁目１３番地、岐阜労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和３年８月２０日

岐阜労働局長　　畑　俊一　　印